

福岡県薬事功労者知事表彰要綱

第1 目的

福岡県において薬事関係業務に従事し、保健衛生の向上に特に顕著な功績のあった個人及び団体を表彰することにより、県民福祉の向上と薬業界の発展に寄与することを目的とする。

第2 推薦基準

保健所設置市長、県保健福祉（環境）事務所長又は薬業関係団体の長は、表彰にふさわしい個人又は団体があるときは、第3の提出書類を添え、知事に推薦することができる。ここで、団体とは県を地域とする団体（以下「県団体」という。）及び県内ブロックを地域とする団体（以下「支部団体」という。）をいう。

ただし、推薦する個人又は団体は、それぞれ次の基準を満たすものとする。

1 個人に関する基準

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 薬事衛生の普及又は向上に特に功績のあった者

イ 薬事行政に協力し、特に功績のあった者

ウ 薬事関係業界の指導育成に特に功績のあった者で、次のいずれかに該当する者

(ア) 県団体の役員又は支部団体の長としての在任期間が、通算して10年以上ある者

(イ) 県団体の各種委員又は支部団体の役員（支部団体の長を除く）の在任期間が、通算して15年以上ある者

エ その他、薬事について功績のあった者で、知事が特に認めた者

(2) 年齢は、推薦を行おうとする年の9月末現在で50歳以上の者であること

(3) その他

ア 前記(1)のア、イ及びエ各号に該当する者は、薬事関係業務に10年以上従事した者

イ 前記(1)のウに該当する者の在任期間の通算については、ウの(イ)の在任期間の1/2をウの(ア)の在任期間に通算することができる

2 団体に関する基準

団体の推薦に当たっては、前記の個人の推薦基準に準じて行う。

3 在任期間の算定について

前記1の(1)及び(3)に記載の業務に従事した期間及び在任期間については、推薦を行おうとする年の9月末現在までの期間を算定期間とする。

第3 提出書類

推薦基準に基づき、保健所設置市長又は県保健福祉（環境）事務所長を経由して、次の書類を提出すること。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 推薦書 | 1部（別紙様式1） |
| 2 功績調書 | 1部（別紙様式2） |
| 3 その他、参考となる書類 | 1部 |

第4 選考

被表彰者及び被表彰団体は、推薦された候補者の中から、別表に掲げる選考委員会において審査し、決定する。

- (1) 委員長は、必要と認める都度、委員会を招集し、その議事を主催する。
- (2) 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。
- (3) 委員長が不在のときは、保健医療介護部次長が委員長の職務を代理する。

第5 表彰の実施時期

原則として、「葉と健康の週間」（毎年10月17日～同月23日）の期間に表彰を実施する。

附則

この要綱は、昭和61年7月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年7月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年9月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年7月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年8月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年8月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

別表

委員長	保健医療介護部長
委員	保健医療介護部次長
委員	保健医療介護部医監
委員	保健医療介護総務課長
委員	医療指導課長
委員	健康増進課長
委員	薬務課長